

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）

指定管理者募集要項 添付資料

- (1) 施設の位置図・平面図（資料1）
- (2) 施設概要一覧（資料2）
- (3) 許可施設一覧（資料3）
- (4) 料金表（資料4）
- (5) 都市公園減免事項（資料5）
- (6) 施設の入館者数の実績及び減免の実績（資料6）
- (7) 年度別収支状況（資料7）
- (8) 組織図と職員の職種・資格等（資料8）
- (9) 外部委託の実績（施設管理）（資料9）
- (10) 修繕の実績（資料10）
- (11) 鳥取県都市公園条例（資料11）
- (12) 火災保険対象施設一覧及び位置図（資料12）
- (13) 東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）管理業務仕様書（資料13）

施設の位置図

資料 1

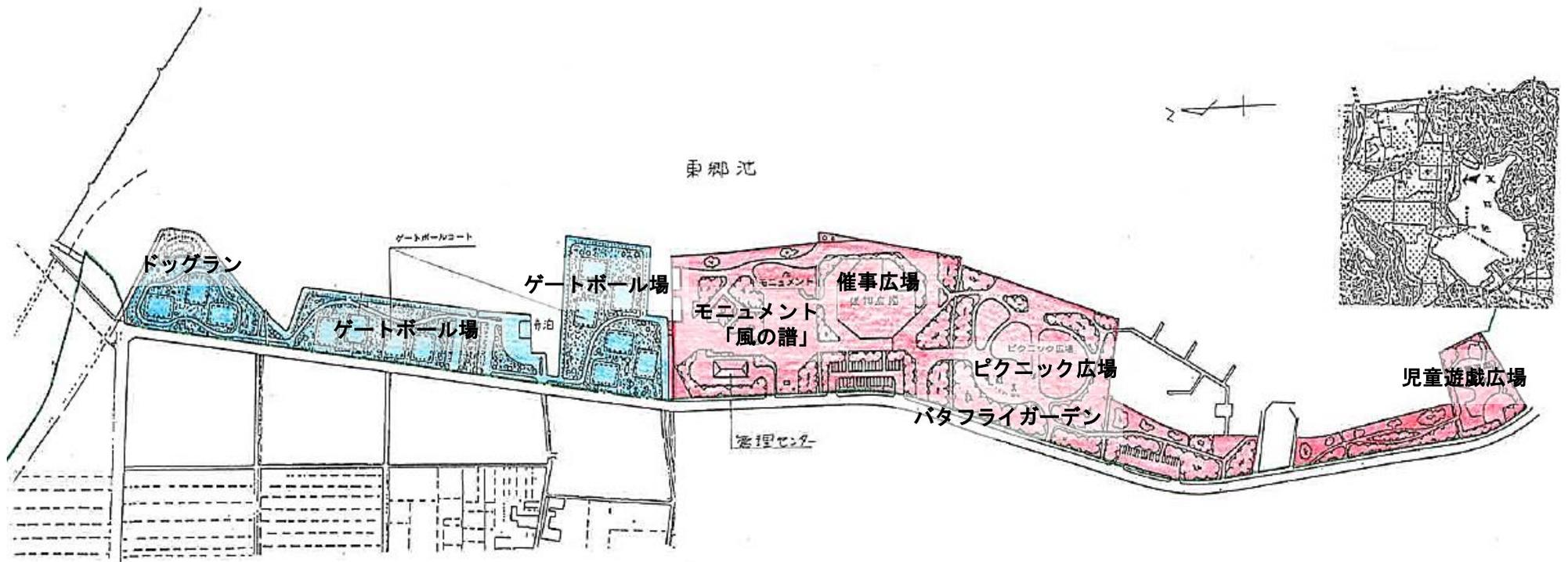


とっとりWebマップより

東郷池北エリア

東郷湖羽合臨海公園

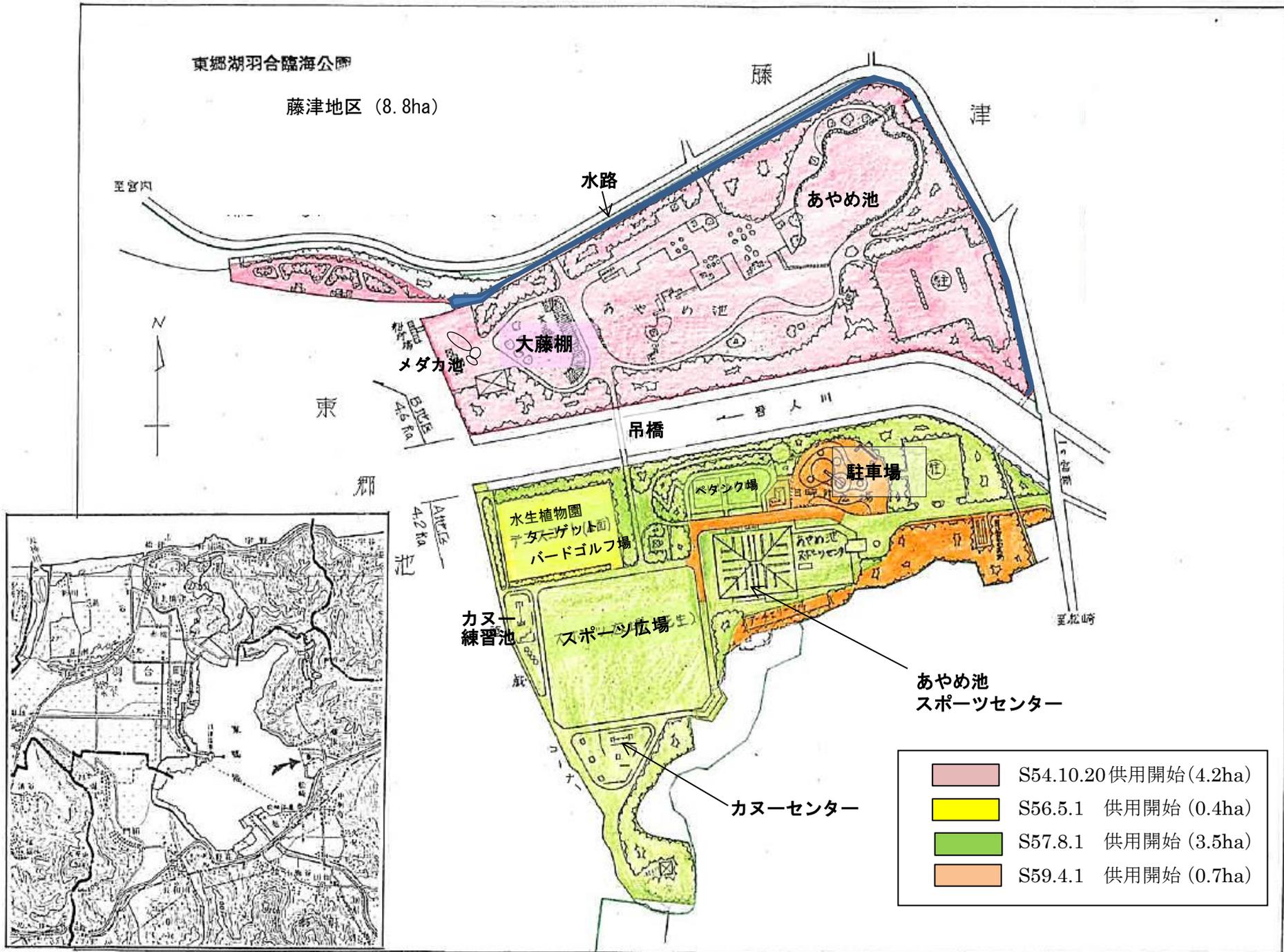
浅津地区 (8.9ha)



	S54.10.20	供用開始 (6.1ha)
	S61.4.1	供用開始 (2.8ha)

東郷湖羽合臨海公園

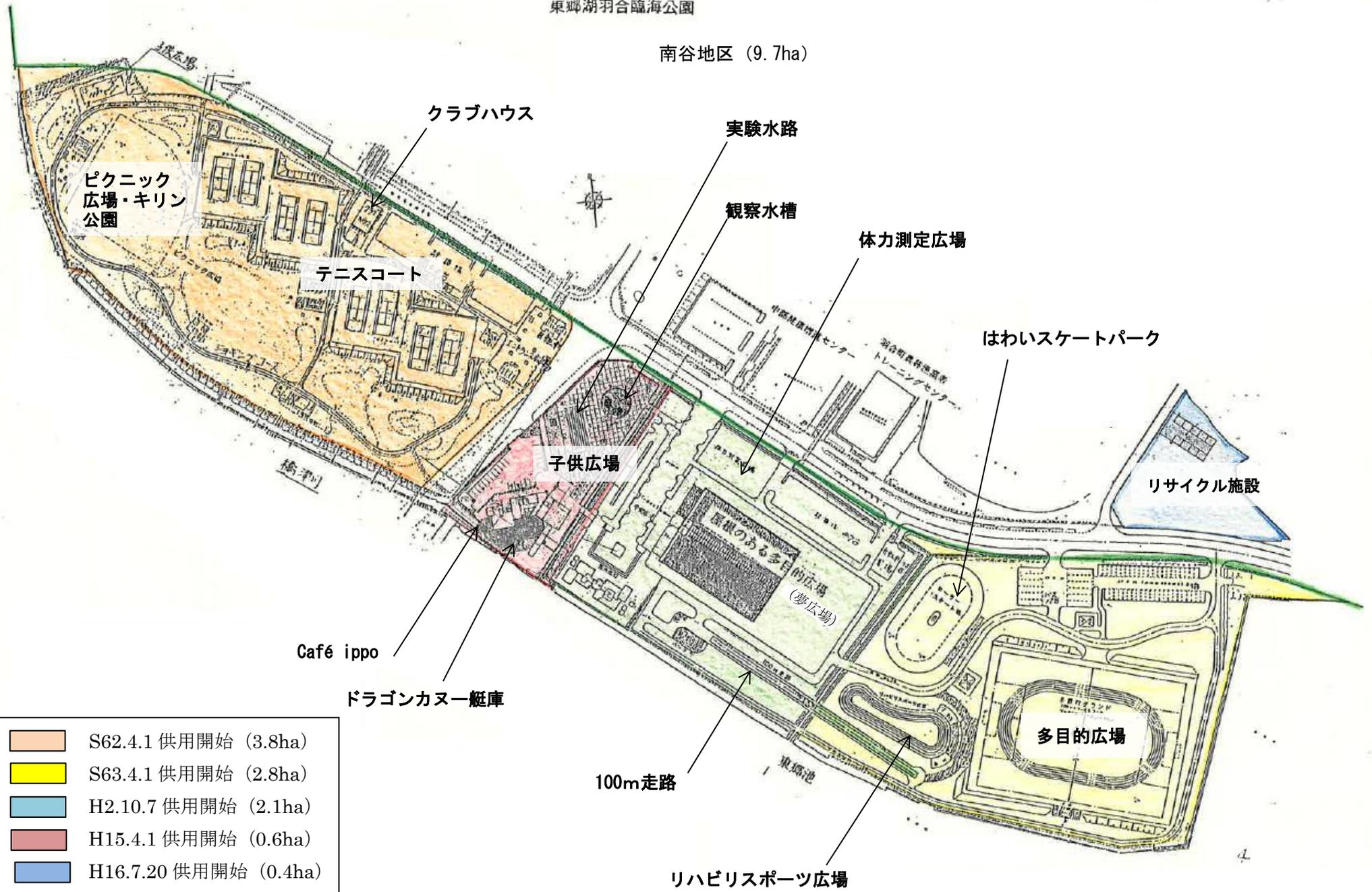
藤津地区 (8.8ha)



	S54.10.20 供用開始 (4.2ha)
	S56.5.1 供用開始 (0.4ha)
	S57.8.1 供用開始 (3.5ha)
	S59.4.1 供用開始 (0.7ha)

東郷湖羽合臨海公園

南谷地区 (9.7ha)



施設概要一覧

地区名	施設名	数量	備考
藤津地区		274,000㎡	
		88,000㎡	
	あやめ池	8,557㎡	
	大パーゴラ	1基	
	東屋	3棟	
	シェルター	9基	
	休憩広場	4,313㎡	
	駐車場	2か所	182台収容
	吊橋	1橋	
	水生植物園	1か所	500㎡
	ターゲットバードゴルフ場	3,440㎡	
	スポーツ広場	10,799㎡	
	あやめ池スポーツセンター	1棟	3,631㎡
	ペタンク場	1,148㎡	
	自転車駐輪場	4棟	48台収容
	便所	4棟	
	東郷湖カヌーセンター練習池	732㎡	
	1か所		
浅津地区		89,000㎡	
	中心広場	15,800㎡	
	催事広場	14,900㎡	
	ピクニック広場	17,400㎡	
	緑の広場	9,100㎡	
	児童遊技広場	3,700㎡	
	モニュメント	1基	
	管理事務所	1棟	271㎡
	駐車場	5か所	111台収容
	ゲートボール場	10面	4,560㎡
	多目的広場	2,705㎡	
	東屋	3棟	
	シェルター	7基	
	便所	6棟	

地区名	施設名	数量	備考
南谷地区		97,000m ²	
	テニスコート	8面	6,066m ²
	クラブハウス	1棟	210m ²
	エントランス広場	860m ²	
	ピクニック広場	7,000m ²	
	子供広場	506m ²	
	東屋	2棟	
	シェルター	24基	
	駐車場	3か所	147台収容
	自転車駐車場	2か所	40台収容
	便所	4棟	
	多目的広場	8,760m ²	
	はわいスケートパーク	2,000m ²	H24年度設置 セクション8台
	リハビリスポーツ広場	808m ²	
	屋根のある多目的広場 (夢広場)	1棟	2,604m ²
	中央広場	3,000m ²	
	体力測定広場	910m ²	
	スポーツ広場	560m ²	
	100m走路		
	芝生広場	2,540m ²	
	モニュメント	100m ²	鳥取県スポットガーデン
	リサイクル施設用地	3,585m ²	
	[うちエントランス]	5,900m ²	飲食施設カヌー艇庫除く
	ボードデッキ	390m ²	
	カヌー練習場	1か所	
	トイレ・シャワー棟	1棟	
	浄化体験施設	1か所	
観察池	1か所		
じゃぶじゃぶ池	1か所		
芝生広場	900m ²		
駐車場	800m ²	25台収容	
園路広場	2,000m ²		

(1) 都市公園法第5条の許可施設(設置許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可日(最新)	使用満了日
「Café ippo」の設置	湯梨浜町南谷573、576-1	合同会社ippo	184.74㎡	令和4年4月1日	令和14年3月31日
「ドラゴンカヌー艇庫」の設置	湯梨浜町南谷572、573	湯梨浜町	213.48㎡	令和5年4月1日	令和15年3月31日
地域イントラネット基盤の整備	湯梨浜町藤津650(あやめ池スポーツセンター内)	湯梨浜町	7.25㎡	令和5年4月1日	令和15年3月31日
彫像(ハワイ姉妹都市交流記念モニュメント)	湯梨浜町浅津	湯梨浜町	0.048㎡	平成31年4月1日	令和6年3月31日
日米友好ハナミズキ植樹記念プレート	湯梨浜町浅津	湯梨浜町	0.147㎡	令和2年4月1日	令和7年3月31日
彫像(東郷湖畔モニュメント)	湯梨浜町南谷	湯梨浜町	4.84㎡	令和3年4月1日	令和8年3月31日

(2) 都市公園法第5条の許可施設(管理許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可日(最新)	使用満了日
駐車場	湯梨浜町藤津・南谷地区内	観光事業団	駐車場100㎡	平成31年4月1日	令和6年3月31日

(3) 都市公園法第6条の許可施設(占用許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可日(最新)	使用満了日
電気通信線路設備(電柱等)設置	東伯郡東郷町下浅津地区内	中国電力	支線柱2本、支線2条	平成26年2月27日	令和6年3月31日
公衆電話所設置	東伯郡湯梨浜町下浅津35	NTT 鳥取支店	公衆電話所1基	令和3年2月3日	令和6年3月31日
公衆電話所設置	東伯郡湯梨浜町藤津地区内	NTT 鳥取支店	公衆電話所1基	令和3年2月3日	令和6年3月31日
アダプトプログラム周知看板の設置	浅津、藤津、南谷	東郷池の水質浄化を進める会	表示看板50cm×34cm 5箇所	平成26年4月1日	令和6年3月31日
アダプトプログラム周知看板の設置	藤津地区	東郷池の水質浄化を進める会	表示看板50cm×34cm 1箇所	平成26年4月1日	令和6年3月31日
アダプトプログラム周知看板の設置	藤津地区	東郷池の水質浄化を進める会	表示看板75cm×34cm	平成26年4月1日	令和6年3月31日
アダプトプログラム周知看板	長和田・藤津・浅津地区	東郷池の水質浄化を進める会	表示看板75cm×34cm 3箇所	平成26年4月1日	令和6年3月31日
電力供給配電線支持物設置	藤津地区	中国電力 倉吉営業所	支線1条	平成26年4月25日	令和6年3月31日
東郷湖周観案内板設置	南谷地区、長和田地区	湯梨浜町	表示看板232.5cm×260cm、表示看板192cm×182cm	平成26年12月17日	令和6年3月31日
アダプトプログラム周知看板	南谷地区	東郷池の水質浄化を進める会	表示看板75cm×34cm	平成30年3月1日	令和6年3月31日
電力供給のための配電線施設	浅津地区	中国電力ネットワークセンター-榎倉吉ネットワークセンター	高圧線による上空占用 4m	令和2年12月11日	令和6年3月31日
重度知的障がい者等の日中の活動場所、作品等の展示	浅津地区	(福)鳥取県厚生事業団	135㎡	令和4年2月15日	令和6年3月31日
河川(東郷湖)浸水等の監視のため	浅津地区	鳥取県	河川監視カメラ 1基	平成28年8月23日	令和8年6月22日
電気通信線路設備(電柱等)設置	東伯郡東郷町光吉地区内	中国電力	支線柱1本、支線1条	平成30年4月1日	令和10年3月31日
電力供給のための配電線施設	藤津地区	中国電力 倉吉営業所	共架電力線(宮内支6号・7号・8号・9号) 881.4m	令和2年1月27日	令和11年3月31日
ウォーキングコース案内表示板(標識)の設置	浅津地区、南谷地区	湯梨浜町	アルミ複合版×3、屋外路面印刷シート×1	令和2年2月17日	令和11年3月31日
済州オレ「友情の道」協定締結記念碑(標識)の設置	南谷地区	湯梨浜町	樹脂+アルミ製の記念碑 1箇所	令和2年2月17日	令和11年3月31日
電力供給配電線支持物設置	藤津地区	中国電力ネットワークセンター-榎倉吉ネットワークセンター	架空地線・高圧線・低圧線・架空支線・引込線による上空占用 437.9m	令和3年1月29日	令和11年3月31日
ウォーキング看板設置	引地地区 藤津地区 南谷地区 浅津地区 長和田地区	湯梨浜町	表示看板 5箇所	令和4年3月17日	令和13年3月31日
携帯用小型無線 基地局設置	藤津地区	ソフトバンク株式会社	コンクリート柱 1本	令和2年2月15日	令和13年3月31日
湯梨浜町光ファイバーネットワーク整備	南谷地区	湯梨浜町	光ケーブル 1本 φ5.5mm L=33.4m	令和4年4月1日	令和14年3月31日
電気通信線路設備(電柱等)設置	東伯郡東郷町南谷地区内	中国電力ネットワークセンター-榎倉吉ネットワークセンター	電柱1本、支線1条	令和5年3月9日	令和15年3月31日
電気通信線路設備(電柱等)設置	藤津地区	NTT 鳥取支店	支柱1本、支線2条、電話柱1本	令和1年10月2日	令和15年3月31日
電気通信線路設備(電柱等)設置	藤津地区	NTT 鳥取支店	電柱1本	平成25年12月26日	令和15年3月31日
電気通信線路設備(電柱等)設置	藤津地区	NTT 鳥取支店	電柱1本、支柱1本	令和1年10月2日	令和15年3月31日
電気通信線路設備(電柱等)設置	藤津地区	NTT 鳥取支店	電話柱1本	令和1年10月1日	令和15年3月31日
電力供給のための配電線施設	南谷地区	中国電力ネットワークセンター-榎倉吉ネットワークセンター	高圧線による上空占用 5.4m	令和5年3月9日	令和15年3月31日
電力供給配電線支持物設置	南谷地区	中国電力ネットワークセンター-榎倉吉ネットワークセンター	電柱1本	令和5年3月28日	令和15年3月31日

料金表

1 利用料金の設定内容
(ア) 施設利用料

区 分				単 位	金 額	
あやめ池 スポーツ センター	体育室	一般利用	一般人	一人1回につき	50円	
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	820円
				2分の1面1時間につき	410円	
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,640円
				入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	26,220円
		専用利用	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	39,490円
	回数券又は1月券によらないで利用する場合			一般人	一人1回につき	150円
	トレーニングルーム	一般利用	回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	1,500円
			1月利用券により利用する場合	一般人	一人につき	1,050円
			専用利用		1時間につき	610円
研修室				1時間につき	560円	
東郷湖 カヌーセンター	カヌー艇庫			1艇1月につき	1,540円	
	研修室			1時間につき	510円	
南谷テニスコート				1コート 1時間につき	610円	
屋根のある多目的広場(夢広場)	営利を目的としない場合			全面1時間につき	2,160円	
				2分の1面1時間につき	1,080円	
				3分の1面1時間につき	720円	
	営利を目的とする場合			全面1時間につき	18,200円	
南谷多目的広場				全面1時間につき	800円	

〔照明に係る加算料金〕

区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター・体育館	1時間1灯につき	20円

(イ) 設備利用料

区 分		単 位	金 額
あやめ池 スポーツセンター	バスケットボール器具	バスケットゴール台 1 対	1 組 1 回につき 2,160 円
	バレーボール器具	支柱 1 対、ネット 1 張、アンテナ 1 対	1 組 1 回につき 200 円
	ハンドボール器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300 円
	バドミントン器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 100 円
	卓球器具	台 1 台、ネット (サポートを含む) 1 張	1 組 1 回につき 100 円
	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200 円
	フットサル器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300 円
	机		1 脚 1 回につき 20 円
	椅子		1 脚 1 回につき 10 円
	シャワー設備		一人 1 回につき 50 円
屋根のある 多目的広場 (夢広場)	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200 円
	夜間照明	全面	1 時間につき 920 円
		2 分の 1 面	1 時間につき 460 円
		3 分の 1 面	1 時間につき 300 円
シャワー設備		一人 1 回につき 50 円	
南谷多目的広場	サッカー器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 500 円

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が 1 時間未満若しくは 1 月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に 1 時間未満若しくは 1 月未満の端数があるときは、1 時間又は 1 月として計算するものとする。

2 行為許可・占用許可に係る利用料

区 分		単 位	使用料	
			金 額	
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
都市公園法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
都市公園条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の許可	物品の販売その他の営業	1 人につき 1 日	410 円	
	集会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日	4 円	

備考

- 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。

都市公園減免事項

第1 有料公園施設利用料の減免

1 有料公園施設の利用に係る料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。

(ただし、営利を目的としないものに限る。)

(例) 都市緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等

(2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。

(ただし、営利を目的としないものに限る。)

(例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等

(3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等。

(ただし、入場料又はこれに類するものを徴収しないもの、営利を目的としないものに限る。)

(例) 講演会、講習会等

(4) 学校(大学を除く)、専修学校、保育所又は小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟が行う、学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。

(ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)

(5) 下記に該当する者が利用するとき。

(ただし、専用利用する場合は、入場料及びこれに類するものを徴収しないもの、物品等の販売を主たる目的としないものに限る。)

① 下記の者及びその介護者

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 児童相談所長又は知的障害者更正相談所長が知的障がい者(児)として証明した者及び知事から障がいの状態に関する証明書の交付を受けた者

オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者

カ 小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者

キ 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が利用するとき。

② 70歳以上の者(専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)

③ 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者

(6) 生徒等が主体となって専用利用するとき。

(ただし、県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上で、利用日(利用が2日以上にわたる場合は初日)の6日前から利用日までの間に申込みされたものに限るとともに、土日・祝日の利用を除く。)

(対象となる例)

生徒等が直接申込みを行って専用利用する場合のほか、親子スポーツ活動、高校生と社会人の対外試合、高校生文化交流会など
(対象とならない例)
競技団体主催の大会、高体連専門部主催の大会

(7) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請するもの。

(8) ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき。
(ただし、1年間に各施設1日1回限りとする。)

2 第1の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。
ただし、以下に掲げるものについては、それぞれに定める減免率とする。

(1) 1の(3)の場合

- ①全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10
- ②郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2

(2) 1の(5)の場合

- ①個人で利用する場合 10/10
- ②団体等で利用する場合は、利用者の中に1/2以上の障がい者、70歳以上の者、要介護者等が含まれている場合は10/10、1/2未満の場合は1/2

3 1の(4)の場合を除き、1及び2の規定に関わらず、冷暖房及び器械・器具の利用により加算される利用料金(夜間照明を含む)、体育館を専用利用する場合に必要と認める照度以上の照明をしたときに加算される利用料金については減免しないものとする。

4 その他

とっとり県民の日(9月12日)並びに9月の第2土曜日及びその翌日において、次の施設を利用するときは、利用料金を徴収しないこと。

(ただし、専用利用を行う場合(テニスコートは多数のコートを使用する場合は、とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る。)

- (1) あやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを含む)
- (2) 東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く)
- (3) 屋根のある多目的広場(夢広場)
- (4) 南谷テニスコート
- (5) 南谷多目的広場

第2 行為許可・占用許可に係る利用料の減免

1 行為許可及び占用許可に係る利用料の減免を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき

(例) 都市公園緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等

(2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき

(例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等

(3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき

（例）講演会、講習会等

(4) 地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む。）が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの（当該団体の構成員の福利厚生のためのも等主にその団体の構成員を対象とするもの、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く。）を開催するために利用するとき。

2 第2の1に該当する場合の利用料金減免率は、 $10/10$ とする。

ただし、小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が講習会等を開催するために利用する場合は、それぞれ当該各号に定める減免率とする。

(1) 全県の児童又は生徒を対象とする場合 $10/10$

(2) 郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 $1/2$

施設の入館者数の実績及び減免の実績

資料 6

(単位:人)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
体育館	有料	22,987	20,270	18,289	11,298	10,327	13,005
	減免	5,151	3,691	5,368	4,872	3,528	4,723
トレーニングルーム	1回券	12,836	13,302	11,925	5,691	6,561	5,423
	回数券	3,582	4,564	4,206	2,114	2,653	3,086
	1ヵ月券	16,134	17,832	16,661	9,693	11,308	9,983
	減免	3,127	2,885	2,549	1,589	1,933	2,202
研修室	有料	682	708	984	198	502	369
	減免	332	383	980	98	242	163
南谷 テニスコート	有料	2,417	3,081	2,365	1,322	923	1,823
	減免	5,627	5,912	4,290	3,119	3,822	2,731
ハワイ園広場	有料	8,560	7,080	7,221	3,306	2,715	3,355
	減免	5,743	5,514	6,577	4,374	5,341	6,663
	一般利用	22,472	19,211	17,976	15,182	20,766	20,271
	ドッグラン	-	-	-	-	1,016	1,628
カヌーセンター	有料	62	15	46	0	23	6
	減免	3,550	3,423	4,550	3,822	3,941	3,883
スポーツ広場		4,842	5,477	5,183	4,654	3,585	7,125
藤津ベタンク場		612	1,039	1,022	915	1,018	280
催物広場		2,966	955	1,980	140	40	180
浅津ゲートボール場		1,070	332	412	580	64	203
南谷多目的広場		12,489	12,746	10,219	1,010	865	4,280
スケートパーク		3,200	3,263	3,199	4,744	5,748	4,898
その他教室等		5,134	4,619	3,584	2,914	2,566	2,815
イベント参加者数		10,148	8,482	8,732	49	3,612	11,540
一般入園者		140,290	137,399	150,699	86,793	83,559	78,181
合 計		381,687	378,414	381,878	235,713	240,122	248,396

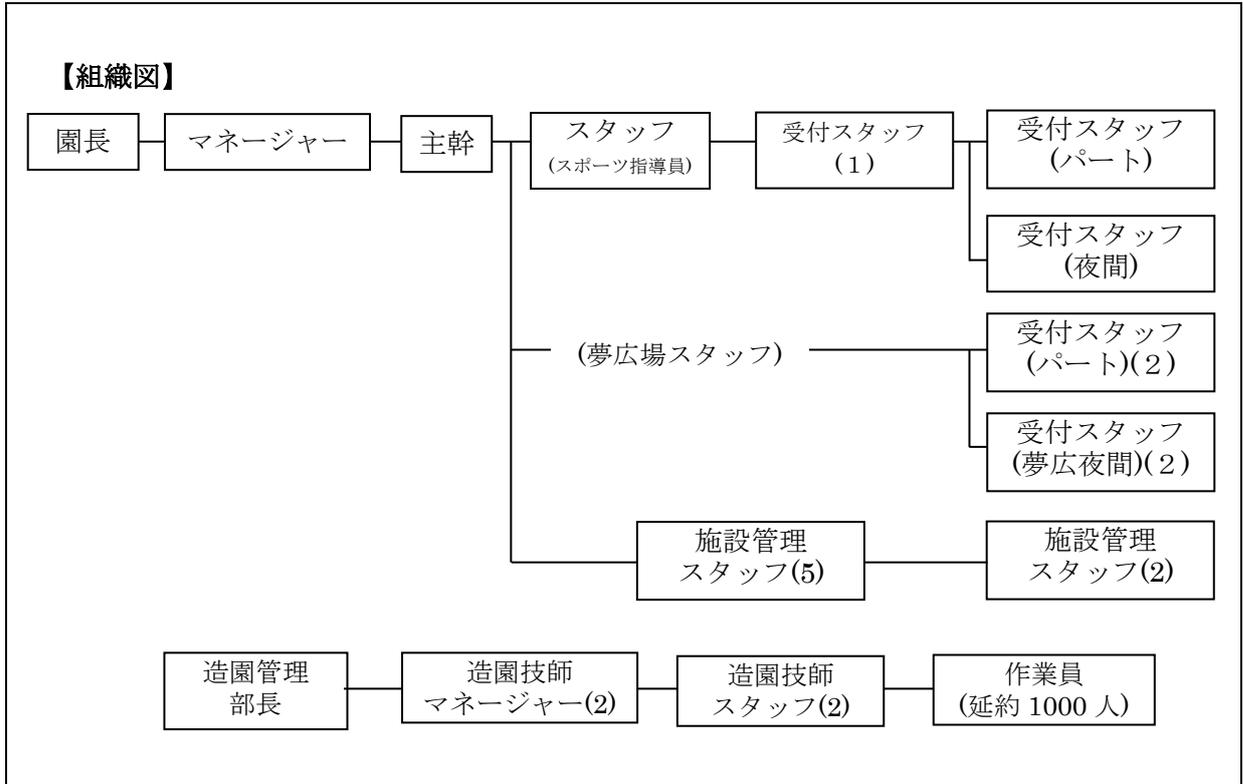
年度別収支状況

資料 7

(単位:千円)

区分	番号	項目	29年度実績	30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	委託料算定額	備考	
収入	1	施設利用料収入	10,296	10,531	9,636	6,429	6,062	6,661	6,698	有料施設・設備使用料等	
	2	自動販売機収入	2,936	2,549	2,542	2,325	2,038	2,455	2,275	自動販売機等販売手数料等	
	3	参加料収入	1,755	1,408	1,244	640	650	814	279	体験学習参加料ほか	
	4	雑収入	40	5	10	515	205	11	8	預金利息等	
	5	指定管理料	119,726	119,726	125,552	127,567	126,380	128,695	104,543	県からの委託料収入 ※燃料、光熱費は別途予算措置	
			合計	134,753	134,219	138,984	137,476	135,335	138,636	113,803	
支出		職員人件費	40,978	42,934	43,922	44,158	42,357	40,625	45,945	施設管理に係る人件費	
		臨海公園維持管理費	55,868	55,297	59,206	54,741	57,879	61,194	66,461		
	1	賃金	89	103	86	0	0	0	0	スポーツ教室託児員等	
	2	報償費	592	621	618	197	323	486	2	講師、出演者謝礼	
	3	旅費交通費	110	89	51	0	0	188	21	講習参加旅費等	
	4	消耗品費	5,767	3,759	4,405	2,642	2,971	4,471	2,116	事務用品	
	5	燃料費	438	459	406	388	485	501	0	ガソリン代等 ※燃料、光熱費は別途予算措置	
	6	食糧費	202	161	4	5	1	0	43	接客用茶菓子代	
	7	印刷製本費	275	287	241	161	105	281	225	パンフレット印刷代等	
	8	広告宣伝費	321	566	385	88	215	342	0	新聞等広告宣伝費	
	9	水道代	3,248	3,732	4,348	4,629	4,773	3,666	5,440	あやめ池スポーツセンター分も含む。 ※燃料、光熱費は別途予算措置	
	10	修繕費	1,175	1,631	2,382	1,767	2,465	4,014	1,822	50万円未満の園内小修繕	
	11	通信運搬費	466	465	616	489	515	527	559	電話、切手代等	
	12	手数料	236	269	825	403	481	344	191	産業廃棄物廃棄処分等	
	13	保険料	441	342	590	492	508	529	708	施設賠償責任保険	
	14	委託料	2,003	1,980	1,349	584	773	1,037	51,344	各種外部委託料。 ※委託料積算には植栽管理費含む。	
	15	植栽管理費	33,480	33,480	34,968	34,968	34,968	35,244	0	※委託料積算は、「14委託料」に含む。	
	16	使用料及び賃借料	2,224	2,032	2,172	2,013	2,017	2,425	1,929	各種リース料	
	17	負担金	290	215	261	45	25	321	26	講習会参加負担金	
	18	租税公課	4,387	4,650	4,555	5,868	7,236	5,694	2,035	消費税、重量税等	
	19	雑損失	0	2	3	2	18	2	0		
	20	工事請負費	124	454	941	0	0	1,122	0	施設工事等	
			スポーツセンター等維持管理費	4,601	4,939	3,916	3,640	3,769	3,582	1,397	
	1	消耗品費	630	732	1,229	861	1,076	1,203	232	イベント材料費等	
	2	燃料費	0	0	0	0	0	0	0		
	3	食糧費	0	0	0	0	0	0	7	講師、出演者等の昼食	
	4	修繕費	1,122	1,269	670	782	765	477	1,051	50万円未満の園内小修繕	
5	通信運搬費	63	50	42	59	0	30	83	イベント用品送料等		
6	手数料	32	0	42	41	224	2	4	イベント参加者保険		
7	委託料	2,313	2,575	1,794	1,750	1,566	1,740	0	スポーツセンターの委託も全体の委託に含んで算定		
8	使用料及び賃借料	111	121	128	136	127	130	9	イベント用品賃借料		
9	備品購入費		0	0	0	0	0	0			
10	負担金	11	11	11	11	11	0	10	各種大会、イベント等負担金		
11	工事請負費	319	181	0	0	0	0	0	施設工事等		
		本部負担金	5,952	6,492	5,469	6,473	7,865	5,098		法人税等	
		合計	107,399	109,662	112,513	109,012	111,870	110,499	113,803		

組織図と職員の職種・資格等



職種(職名)	雇用関係	担当する業務内容	資格等
園長	常勤職員	臨海公園管理・運営の総括	AED 受講、危険物乙4、スポーツ施設運営士、小型車両系建設機械、刈払機安全衛生教育
副園長	常勤職員	会計・施設管理、	AED 受講、危険物丙種、甲種防火管理者、安全衛生推進者、あいサポーター
主事	常勤職員	会計、利用受付、事業の企画、スポーツ教室	AED 受講日本スポーツ協会認定コーチングアシスタント
スポーツ指導員	常勤職員	スポーツ教室、体力作り指導	AED 受講、日本スポーツ協会公認スポーツプログラマー、日本ターゲットバードゴルフ指定指導員、ノルディックウォーク指導員、障がい者スポーツ指導員(初級)、スポーツ施設管理士
受付スタッフ	常勤職員	スポーツセンター利用者受付、応接、利用許可、レクリエーション事業の補助、広報、営業	AED 受講、ノルディックウォーク指導員、日本スポーツ協会認定スポーツリーダー
施設管理スタッフ	常勤職員	公園清掃作業、遊具・器具日常点検、施設整備小修繕	AED 受講、遊具日常点検受講、刈払機安全衛生教育、チェーンソー、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育受講
施設管理スタッフ	常勤職員	公園清掃作業、遊具・器具日常点検、施設整備小修繕	AED 受講、遊具日常点検受講、刈払機安全衛生教育、チェーンソー特別教育受講
施設管理スタッフ	常勤職員	公園清掃作業、遊具・器具日常点検、施設整備小修繕	AED 受講、刈払機安全衛生教育受講、教員免許
施設管理スタッフ	常勤職員	公園清掃作業、遊具・器具日常点検、施設整備小修繕	社会福祉士、精神保健福祉士

施設管理 スタッフ	常勤職員	公園清掃作業、遊具・器具日常点検、 施設整備小修繕	大型特殊運転免許
施設管理 スタッフ	常勤職員	公園清掃作業、遊具・器具日常点検、 施設整備小修繕	AED 受講、遊具日常点検受講、刈払機安全衛 生教育受講
施設管理 スタッフ	常勤職員	公園清掃作業、遊具・器具日常点検、 施設整備小修繕	AED 受講、遊具日常点検受講、刈払機安全衛 生教育受講
受付職員	常勤職員	スポーツセンター利用受付、応接、 利用許可	AED 受講、保育士、介護福祉士
受付職員	非常勤職員	スポーツセンター利用受付、応接、 利用許可	AED 受講、フォークリフト、小型車両系建設 機械
受付職員	非常勤職員	夢広場利用者受付、応接、利用許可、 体力器具日常点検、スケートパーク 解施錠	AED 受講
受付職員	非常勤職員	夢広場利用者受付、応接、利用許可、 体力器具日常点検、スケートパーク 解施錠	AED 受講、教員免許
受付職員	非常勤職員	夢広場利用者受付、応接、利用許可、 スケートパーク解施錠	AED 受講
受付職員	非常勤職員	夢広場利用者受付、応接、利用許可、 スケートパーク解施錠	AED 受講
造園管理部長	非常勤職員	公園内植栽管理総括	1 級造園施工管理技士
造園管理主任	非常勤職員	公園内植栽管理	1 級造園技能士
造園技術主任	非常勤職員	公園内施設管理	1 級造園技能士
造園技術員	非常勤職員	公園内植栽管理	建設機械運転、足場組立作業主任
造園技術員	非常勤職員	公園内植栽管理	建設機械運転、足場組立作業主任、玉掛作業 者小型移動クレーン運転

外部委託の実績(施設管理)

資料 9

(円)

内容	H29実績額	H30実績額	R1実績額	R2実績額	R3実績額	R4実績額
清掃	1,979,640	1,979,640	1,317,091	1,331,103	1,331,103	1,331,103
南谷観察水槽維持管理	343,440	343,440	0	0	0	0
機械警備(施設管理)	154,224	154,224	155,652	157,080	157,080	157,080
機械警備(SC)	44,064	44,064	44,472	44,880	44,880	44,880
自家用電気工作物保安	173,329	173,329	188,417	190,146	190,146	190,146
消防設備保守点検	210,600	210,600	212,860	214,500	214,500	214,500
消防設備保守点検(夢広場消火器)	0	0	0	0	8,800	0
防火対象物点検	0	78,840	78,840	80,300	0	0
遊具点検	149,143	119,314	121,524	68,357	0	189,219
スケートパーク保守点検	140,400	140,400	143,000	143,000	143,000	143,000
防球ネット保守点検	102,600	102,600	104,500	104,500	104,500	106,700
トレーニング機器保守点検	0	183,600	0	0	0	242,000
一般廃棄物運搬収集業務	0	0	0	0	145,200	158,400
あやめ池SCシャワー室清掃	0	0	62,150	0	0	0
ホームページ制作委託料	0	0	313,940	0	0	0
イベント実施委託業務	1,018,840	1,025,000	400,000	0	0	0
合計	4,316,280	4,555,051	3,142,446	2,333,866	2,339,209	2,777,028

修繕の実績

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)	内容	金額(円)
エンジンオイル交換等(サハラ、ミキア)	6,426	夢広場トイレ鍵修理等	26,136	夢広場防球ネット6番	86,594
風養生費口	16,200	浅津公園 水飲み場漏水修繕	29,700	あやめ池公園取水ホップ修繕	39,960
漏水修理	154,440	旧管理事務所屋根修繕	59,400	サハラ-グ横男子トイレ洗面器修繕	35,000
夢広場身障者トイレ不故障修理	5,184	南谷多目的広場 身障者トイレ鍵交換修繕	21,254	刈払機修理	3,132
あやめ池水-センター消火用バルブ取替	84,240	南谷テニスコート人工芝修繕	199,800	旧管理事務所前漏水修理	97,200
あやめ池公園内遊具ぞうの滑り台の階段の修繕	58,320	夢広場 庭園灯(水銀灯)不点灯修繕	8,640	南谷テニスコート補修工事	216,000
リカラス破損修繕(軽トラック)	15,600	南谷サテライト公園 コット遊具ネット修繕(ネット及び巻き付けロープ交換)	464,400	刈払機修繕	4,266
上浅津公園内 水道管漏水修理	24,840	IT工修理等	10,811	アツクテニネット修繕	26,460
バルブ交換(エアコン)	2,916	夢広場・南谷テニスコート ネット(白帯)交換	51,300	南谷テニスコート人工芝補修工事	712,800
センター冷蔵庫修理	9,720	夢広場 庭園水銀灯不点灯修繕	7,560	身障者トイレア修繕	16,500
あやめ池水ミニコン分電盤修繕	42,120	あやめ池水-センター 屋外トイレ隠し柱修繕	59,400	多目的トイレ鍵取付	11,990
除雪機燃料漏れ修理	19,408	誘導灯機器等の修繕	73,440	キリン公園男子トイレ修繕	46,750
南谷テニスコート前ネット4張(ワイヤ等交換)修理	142,560	あやめ池公園漏水修繕工事	156,600	あじさい園男子トイレ修繕	11,880
夢広場テニスコート前公衆トイレ修繕	145,800	夢広場男子更衣突出棒修理	6,480	夢広場人工芝修繕口	275,000
センター軒天修繕	48,600	あやめ池公園トイレ修繕(男子トイレ)	10,115	あやめ池・あじさい園多目的トイレ修繕費	286,000
サハラ公園トイレ照明タイルスイッチ不良取替修繕	17,604	夢広場防球ネット修繕業務(1番ネット金具等)	59,162	夢広場防球ネット修繕5番	90,277
夢広場トイレにて軸回転窓修理	37,800	南谷テニスコートネット修繕	24,840	公用車修繕	49,665
公用車(バスケット)整備料	26,460	南谷多目的広場トイレ壁補修業務(女子トイレ入口壁)	36,720	女子トイレ修繕	42,000
サハラ公園 屋外漏水修理	270,000	玄関自動ドア鍵修繕	12,960	防球ネット修理(7番)	63,800
エンジンオイル交換等	3,996	南谷屋外時計ソーラー電池取替(嶽中井修倉吉店)	54,000	ジョウラ-修理	9,900
あやめ池水-センター屋外トイレ手洗い器漏水修理	8,640	公用車修繕(バスケット)	54,000	屋外止水栓漏水修繕	4,950
浅津公園 止水栓漏水修繕	34,020	浅津公園女子トイレ修繕業務(ハク総業)	22,950	南谷トイレ内排水用水中ホップ取替	251,900
身障者用トイレ漏水修繕	108,000	消火ポンプ修繕(株式会社 ハク総業)	21,600	掃除機修理代	22,680
天井照明灯不点灯修繕	22,680	夢広場防球ネット(13番・14番)修繕業務	159,398	アリーナ照明(水銀灯安定器)取替修繕	18,619
トレーニング機器の革張り破損修繕	30,888	アリーナ天井照明ランプ不点灯取替	38,016	体育館女子トイレ手洗器排水管修繕	41,580
トレーニングジム内トレーニングマシン等修理	37,800	アリーナ天井照明ランプ破損取替口	23,328	アリーナ天井照明取替	21,600
アリーナ窓ガラス破損修繕 口	27,324	トレーニングルーム機器ネット張替え	20,952	アリーナ天井照明取替	29,268
女子トイレ修繕(2ヶ所) 口	41,040	ユードレスバイク用バルブ修繕	6,048	ITバルブ交換	5,400
バスケットゴール用電源コード修理 口	12,960	バスケットゴール用バルブ交換口	48,600	光電式煙感知器取替	19,440
トレーニングルーム内トレーニング機器の不良個所の修繕	191,700	ユードレスバイクバルブ修繕	15,120	蓄電池触媒栓取替	97,200
トレーニングマシン修繕	32,400	ユードレスバイク用バルブ修繕口	6,048	SC男子トイレ便座修繕	5,400
バドミントン用床金具修繕	45,360	トレーニング機器(ボール-カスミン)修繕	55,296	アリーナ放送設備改修工事	23,100
トレーニングジム内トレーニング機器ワイヤ修理	74,520	トレーニング機器(ITバルブ他席部張替え)修繕	26,352	ユードレスバイク交換業務	49,500
アリーナ天井照明不点灯修理口	226,800	トレーニング機器(トータルアップ)ワイヤ修繕	27,000	アリーナ2階観覧席壁修理	26,400
トレーニングルーム機器ワイヤ不良修理(カスミン)	25,920	アリーナ天井照明ランプ 不点灯取替	52,056	トレーニング機器修繕	6,380
トレーニング機器ワイヤ不良修理(カスミン)	25,920	トレーニング機器(カスミン)ワイヤ修繕	50,976	トレーニング機器修繕(カスミン)	99,000
トレーニングルーム内トイレ不良取替修理 口	5,832	トレーニング機器(トータルアップ)ワイヤ修繕	22,680	男子シャワー室タイル補修	51,700
男子更衣室シャワー塗装塗り替え	126,360	トレーニング機器(カスミン)ワイヤ交換	108,000	トレーニング機器修繕	14,740
バドミントン支柱金具補修	43,200	トレーニング機器(トータルアップマシン)ワイヤ交換	75,600	あやめ池SC体育館天井照明修理	23,210
消防用設備 機器修繕	30,240	トレーニング機器(セファリーマシン)ワイヤ交換	56,160	トレーニング機器修繕(ユードレス)	114,400
トレーニング機器修繕(カスミン)	12,960	アリーナ器具庫吊钩イトローラ取替修繕	56,160		
		トレーニング機器(レッグカール&カレイス)ワイヤ交換	37,800		
		トレーニング機器(トレッドミル)ユードレス操作パネル修繕口	15,120		
		バスケットゴール電源コード修理	12,960		
		体育館アリーナ天井照明ランプ交換	25,704		
		トレーニング機器修繕(セファリーマシンワイヤ交換)	31,320		
		多目的トイレインターホン修繕	34,560		
		男子トイレ手洗器排水修繕	11,880		
		チェストプレス背面カバーの修繕	54,000		
		体育館床金具修理(テニス用床金具)	32,400		
		SC体育館女子トイレ修繕	62,000		
		トレーニング機器修繕業務(トレッドミル等)	262,440		
合計	2,296,798	合計	2,899,242	合計	3,051,641

修繕の実績					
令和2年度		令和3年度		令和4年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)	内容	金額(円)
引込開閉器盤取替修繕	18,920	屋外トイレ止水弁修繕	34,100	夢広場天窓撤去	396,000
公用車(サブ・ポン)修繕	24,200	カーセンター多目的トイレ洗面台修繕	6,050	藤津トイレ洗浄等	35,200
夢広場女子トイレ照明修繕	89,874	夢広場陥没修繕	84,700	あやめ池東屋修繕	300,000
あやめ池公園入口看板設置業務	279,400	コップレジャー修繕	3,300	浅津トイレ修繕	33,000
女子トイレ和便器2か所取替	266,200	旧管理センター屋根修理	220,000	SC玄関ドア修繕	37,400
男子トイレ内点検口取替	67,100	軽トラドアガラス修理費	20,350	SCトレーニング機器修繕	116,600
漏水による水道管布設替工事	198,000	あやめ池公園植栽案内看板修繕費他	98,120	夢広場防球ネット修理	24,200
南谷ニルカシヤン室壁タイル修繕	143,000	高枝切狭修繕	5,500	SC警備システム変更工事	22,770
浅津公園トイレ修繕	129,800	アルトエアコンガス充填・修理費	16,225	SC警備システム変更工事	22,770
コップレジャー修繕	27,720	藤津公園街灯修繕	14,960	刈払い機修理	12,628
フェルト修理	11,693	高枝切りばさみ修繕	6,600	電話機器配線撤去敷設工事	44,000
フェルト修理	13,684	公用車バンク修理	10,450	浅津多目的トイレ修繕	126,500
浅津公園男子トイレ修繕	35,200	サンパースライドドアアウトターハンドル交換	7,524	夢広場男子トイレ換気扇修繕	59,400
浅津公園女子トイレ修繕	35,200	夢広場引込配管修繕業務	484,000	アリーナ床補修	136,000
不点灯街灯交換業務	42,977	夢広場フェルト修繕	16,500	浅津多目的トイレドア修繕	49,500
水中カメラ修理	10,527	南谷公園トイレ手洗器自動水栓取替修繕	46,750	ゲートホール多目的トイレ修繕	126,500
浅津公園街灯修繕	19,371	サンパースライドドアアタッチ交換	13,695	藤津屋外水飲み水栓取替修繕	41,800
高圧洗浄機修理	3,861	多目的トイレ修繕	15,620	旧管理センター北側橋欄干補修	113,300
除雪機修繕	22,000	夢広場防球ネット修繕	72,039	SC外部ハンドホールケーブール修繕	54,120
南谷街灯タイマー修繕	22,000	屋外トイレ修繕	22,000	浅津中央広場屋外トイレ排水ポンプ取替修理	176,000
公用車修繕	15,290	SC駐車場屋外トイレ修繕	8,800	夢広場屋外水栓修繕	55,000
除雪機修繕	7,568	南谷多目的広場散水栓漏水修理	15,400	浅津トイレ照明タイマー修理	7,040
夢広場漏水修繕	72,600	あやめ池公園催事盤メンテナンス修理	6,820	ラボード電源スイッチ交換	16,500
浅津公園男子トイレ漏水修理	6,930	屋外トイレ男子和便トイレ修繕	22,000	SCコンセント修繕	13,090
屋外トイレ手洗器修繕	7,700	公用車不具合箇所修繕(アルト)口	198	スケートパークバンク6ft修繕	990,000
男女カス給湯器修繕	195,800	除雪機修繕	29,700	南谷多目的広場トイレ照明修繕	65,010
トレーニング機器修繕	19,360	夢広場男子更衣室窓鍵修理	8,800	ドッグラン照明修繕	3,300
トレーニング機器修繕	5,280	除雪機修繕	19,294	トレーニングルーム機器修繕	32,120
金庫カメラ修理	7,700	浅津公園漏水工事	123,200	チェーンソー修繕	34,364
事務所カメラ修理	16,500	浅津公園男子トイレ修繕	39,050	浅津等園内看板修繕	218,130
アリーナ照明交換(安定器)	41,228	カーセンター自動ドア鍵調整	9,900	あやめ池滝用給水ポンプ修繕	110,000
トレーニング機器修繕(レッグプレス)	38,500	車止めポール修繕	23,100	南谷多目的トイレ温水器取替修繕	119,900
あやめ池SC漏水修理	34,100	除雪機修繕	59,400	夢広場ドアノブ修理	16,500
SC研修室窓ガラス修繕	58,080	スクーターカメラ修繕	869,000	南谷車止め修繕	33,000
卓球台修繕(4台)	49,500	あやめ池SC駐車場外灯コップ修繕	32,230	SC女子更衣室内装張替え等	407,000
あやめ池SC女子更衣室換気扇修繕	48,400	アリーナ雨漏り修繕	39,600	アリーナ遊覧誘導灯交換修繕	95,700
消火栓扉修繕	55,000	アリーナ照明交換業務	79,860	SC玄関ボーテ雨漏り修繕	242,000
アリーナ漏水修繕	49,500	アリーナ雨漏り修繕	55,000	SCコンセント修繕	68,310
あやめ池SC女子トイレ修繕	17,380	トレーニング機器カメラ修繕	40,700	トレーニング機器修繕	29,480
誘導灯修繕	264,000	トレーニング機器修繕(0-ア-リ、R(ア)-リ)	91,300	除雪機Vベルト交換修繕	6,600
誘導灯修繕	50,600	トレーニング機器修繕	14,740		
医務室排水管修繕	26,400	アリーナ床修繕業務	11,000		
		トレーニング機器座部修繕	31,020		
		非常用発電蓄電池取替修繕	401,500		
合計	2,548,143	合計	3,230,095	合計	4,490,732

○鳥取県都市公園条例

昭和54年10月20日
鳥取県条例第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の設置基準)

第1条の3 都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置するものとする。
2 都市公園の規模は、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。
2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、別表第1の左欄に掲げる建築物に限り、当該建築物の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める割合を超えないこととする。

(運動施設の設置基準)

第1条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第1条の6 バリアフリー法第13条第1項の特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第2の基準によらないことができる。

第3章 都市公園の管理

(管理の原則)

第1条の7 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パークPFI（法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。以下同じ。）の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。

(行為の禁止)

第2条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
(3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
(4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
(5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
(6) たき火をすること。

- (7) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で知事が定めるもの

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1) 法第5条第1項の許可を受けた部分に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務のうち、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可は、その対象となる物件が法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物（当該指定管理者が指定管理を行う指定管理者管理公園の設置目的に適合するものであつて、定型的なものに限る。）に係るものとする。

3 知事は、第1項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、第1項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（第1項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1) 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの

(2) 新たに設置し、又は取得することとなるもの（法第5条第1項の許可を受けたものを除く。）

第4条 削除

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間（パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園にあつては、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間）とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第3項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

第6条 指定管理者管理公園（追加指定の場合にあつては、指定管理者管理公園施設とする。以下同じ。）の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 指定管理者管理公園の休園日（追加指定の場合にあつては、指定管理者管理公園施設の利用を休止する日とする。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。

(2) 物品を頒布すること。

(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところによ

り、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

- 3 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- 4 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（有料公園施設の利用の許可）

- 第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
 - 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。
 - 4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（許可の特例）

- 第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第7条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

（措置命令等）

- 第10条 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、都市公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、都市公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、この条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。
 - 3 指定管理者は、法に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

（利用許可の取消し）

- 第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項）

- 第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第4のとおりとする。

（法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の様様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用をする者が当該占用の目的に付随して行うもの

（使用料）

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。

- 2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（利用料金）

第15条 法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可を除く。）に係る都市公園の占用、第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可を除く。）に係る行為又は有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

（利用料金の減免）

第16条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

（監督処分）

第17条 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 第7条第4項の条件に違反したとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
 - (4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき。
- 2 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類並びに形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日を経過する日までの間、

規則で定める場所に掲示すること。

- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を鳥取県公報に登載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

第4章 雑則

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

第27条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年規則第 42 号で昭和 57 年 8 月 1 日から施行)

附 則 (昭和 59 年条例第 10 号)

この条例中別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立東郷湖羽合臨海公園に関する部分は昭和 59 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年規則第 43 号で別表第 1 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分及び別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分は昭和 59 年 5 月 3 日、第 3 条の 2 第 1 項の改正規定、別表第 1 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第 1 補助競技場及び第 2 補助競技場に関する部分並びに別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第 1 補助競技場及び第 2 補助競技場に関する部分は昭和 59 年 5 月 25 日から施行)

附 則 (昭和 61 年条例第 24 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年条例第 11 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年条例第 16 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年条例第 14 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年条例第 23 号)

この条例は、平成 2 年 10 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 5 年条例第 6 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 9 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 4 の 1 の 2 の改正規定及び同表の 1 の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成 7 年規則第 37 号で平成 7 年 4 月 14 日から施行)

附 則 (平成 7 年条例第 15 号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 14 条及び別表第 3 の改正規定並びに次項の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 7 年規則第 38 号で平成 7 年 4 月 1 日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

1 別表第 4 の 1 の備考 2 の改正規定中「若しくは第 1 補助競技場」を「、第 1 補助競技場若しくはテニスコート」に改める部分 平成 7 年 4 月 14 日

2 第 11 条の改正規定及び別表第 4 の次に 1 表を加える改正規定中鳥取県立米子駅前だんだん広場に関する部分 平成 7 年 4 月 20 日

3 別表第 1 の改正規定、別表第 4 の 1 の 1 の表の改正規定及び別表第 4 の 1 の備考 2 の改正規定中鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館に関する部分 平成 7 年 5 月 13 日

4 第 8 条の改正規定及び別表第 1 の改正規定中鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園に関する部分 平成 7 年 7 月 29 日)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条中第 17 条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して 20 日を経過した日から、第 20 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年条例第 11 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年条例第 9 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年条例第 11 号) 抄

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 33 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 39 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 49 号）

この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 36 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 4 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 63 号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 16 年 12 月 17 日）

附 則（平成 16 年条例第 79 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の 2 並びに別表第 1 及び別表第 4 の改正については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 43 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 80 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の鳥取県都市公園条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 53 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 74 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 3 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 62 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 13 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 12 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例22・一部改正)

附 則(平成31年条例第22号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

附 則(令和2年条例第60号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

別表第1（第1条の4関係）

区分	割合
1 次に掲げる公園施設である建築物 (1) 法第2条第2項第3号に規定する休養施設 (2) 法第2条第2項第5号に規定する運動施設 (3) 法第2条第2項第6号に規定する教養施設 (4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設 (5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所	100分の10
2 3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物（1の項に規定する建築物を除く。）	100分の2

別表第2（第1条の6関係）

1 園路及び広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。
- イ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 階段の上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
- エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- キ 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、スロープを併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりスロープを設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。

- (5) 階段若しくは段に代え、又はこれに併設するスロープは、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超えるスロープにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ スロープの上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロックを敷設すること。
 - ク 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック及び線状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 2の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設及び主要な公園施設に接続していること。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第19条の規定に適合するものであること。
- ## 2 屋根付広場
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- ## 3 休憩所及び管理事務所
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
 - ウ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は5の項に定める基準に適合するものであること。
- ## 4 駐車場
- (1) 専ら自動二輪車（側車付きのものを除く。）のための駐車場を除き、駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、幅は350センチメートル以上とし、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- ## 5 便所
- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

ウ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けていること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

(4) 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。

(5) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。

(6) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。

エ くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

オ 洗面器又は手洗器に特定水栓を設けること。

(7) 男子用小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器には手すりを設けること。

(8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例第17条の規定に適合するものであること。

6 水飲場及び手洗場

(1) 車いす使用者が接近できるよう、奥行き150センチメートル以上、幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(2) 水栓までの高さは80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。

(3) 特定水栓を設けること。

7 掲示板及び標識

(1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。

(3) 園路又は広場の出入口の付近には、1の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設けること。

別表第3（第3条関係）

（昭59条例10・全改、平2条例23・平6条例9・平7条例15・平10条例9・平12条例133・平15条例36・平16条例79・平17条例80・一部改正、平24条例62・旧別表第1繰下）

1 鳥取県立布勢総合運動公園

2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）

3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）

4 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）

別表第4（第12条関係）

区分	申請者の記載事項
法第5条第1項の条 公園施設を設けようとする場合 例で定める事項	1 設置の目的 2 設置の期間 3 設置の場所 4 公園施設の構造 5 公園施設の外観 6 公園施設の管理の方法 7 工事の実施方法

		8 工事の着手及び完了の時期 9 都市公園の復旧方法 10 その他参考となるべき事項
	公園施設を管理しようとする場合	1 公園施設の種類及び場所 2 管理の目的 3 管理の期間 4 管理の方法 5 その他参考となるべき事項
	許可を受けた事項を変更しようとする場合	当該変更に係る事項
法第6条第2項の条例で定める事項		1 占用物件の外観 2 占用物件の管理の方法 3 工事の実施方法 4 工事の着手及び完了の時期 5 都市公園の復旧方法 6 その他参考となるべき事項

別表第5 (第14条関係)

区分		使用料			
		単位	金額		
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等	
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,155円	
	公園施設の管理	通勤等のための駐車場として管理する場合	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額		
		その他の場合	1平方メートルにつき1月	1,380円	
法第6条第1項又は第3項の許可	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	1,650円	
	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	990円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	7円	
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	121円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	165円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	330円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	836円
		外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	1,507円
		ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	3,707円
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	506円		

	公衆電話所	1 個につき 1 年	1,500 円	1,650 円
	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
	標識	1 本につき 1 年	1,500 円	1,650 円
	その他のもの	1 平方メートルにつき 1 年	1,050 円	1,155 円
		1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
第 7 条第 1 項又は第 2 項の許可	物品の販売その他の営業	1 人につき 1 日		410 円
	集会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日		4 円

備考

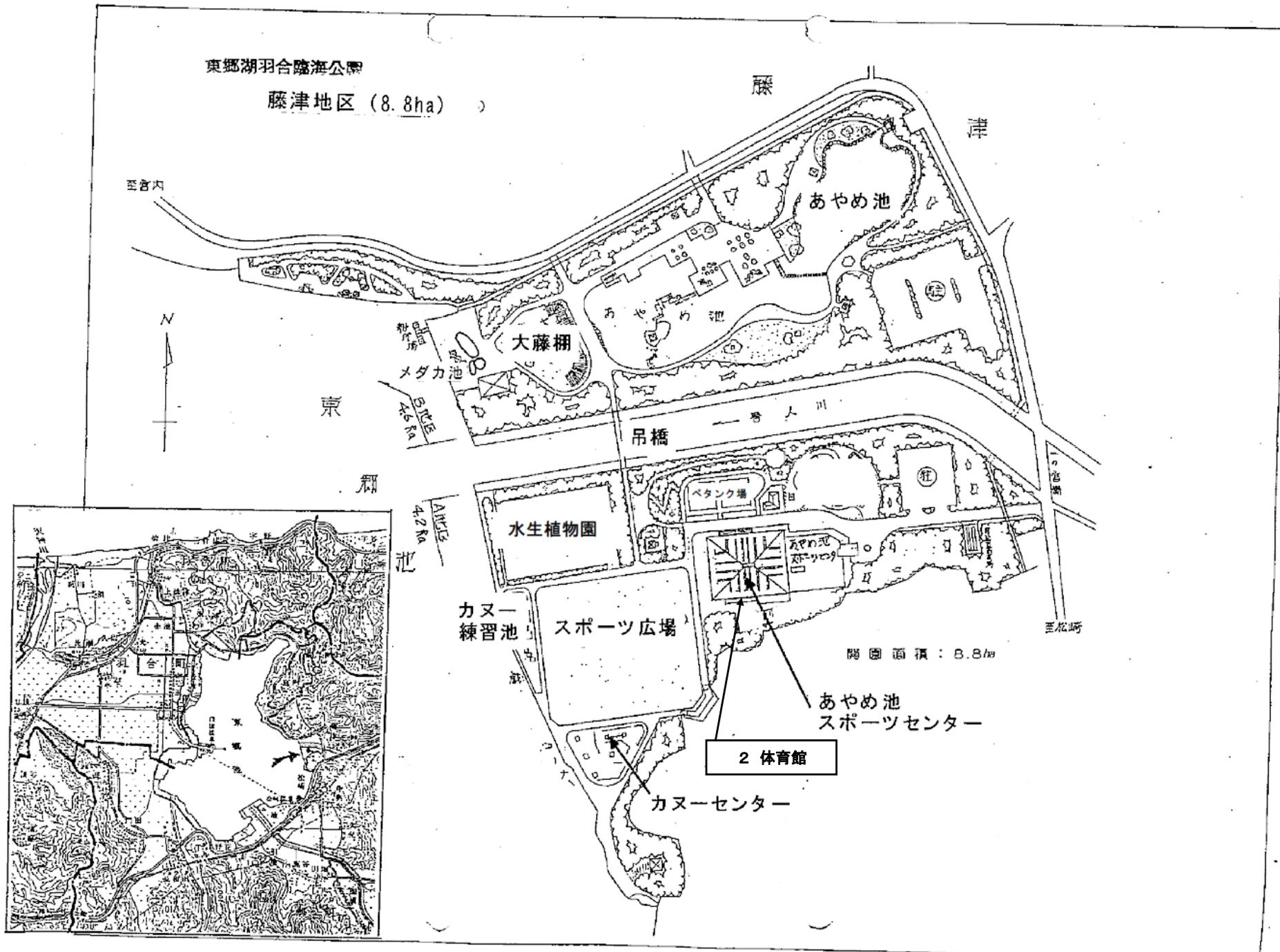
- 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第 5 条第 1 項の許可に係る公園施設の設置及び法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものをいう。
- 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占有面積若しくは占有物件の長さが 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、それぞれ 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。
- 公園施設の設置の期間若しくは使用料の額が年額で定められているものの占有の期間が 1 年未満であるとき、又はこれらの期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、公園施設の管理の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。
- 一件の使用料の額が 100 円未満である場合における当該使用料の額は、100 円とするものとする。

火災保険対象施設一覧及び位置図

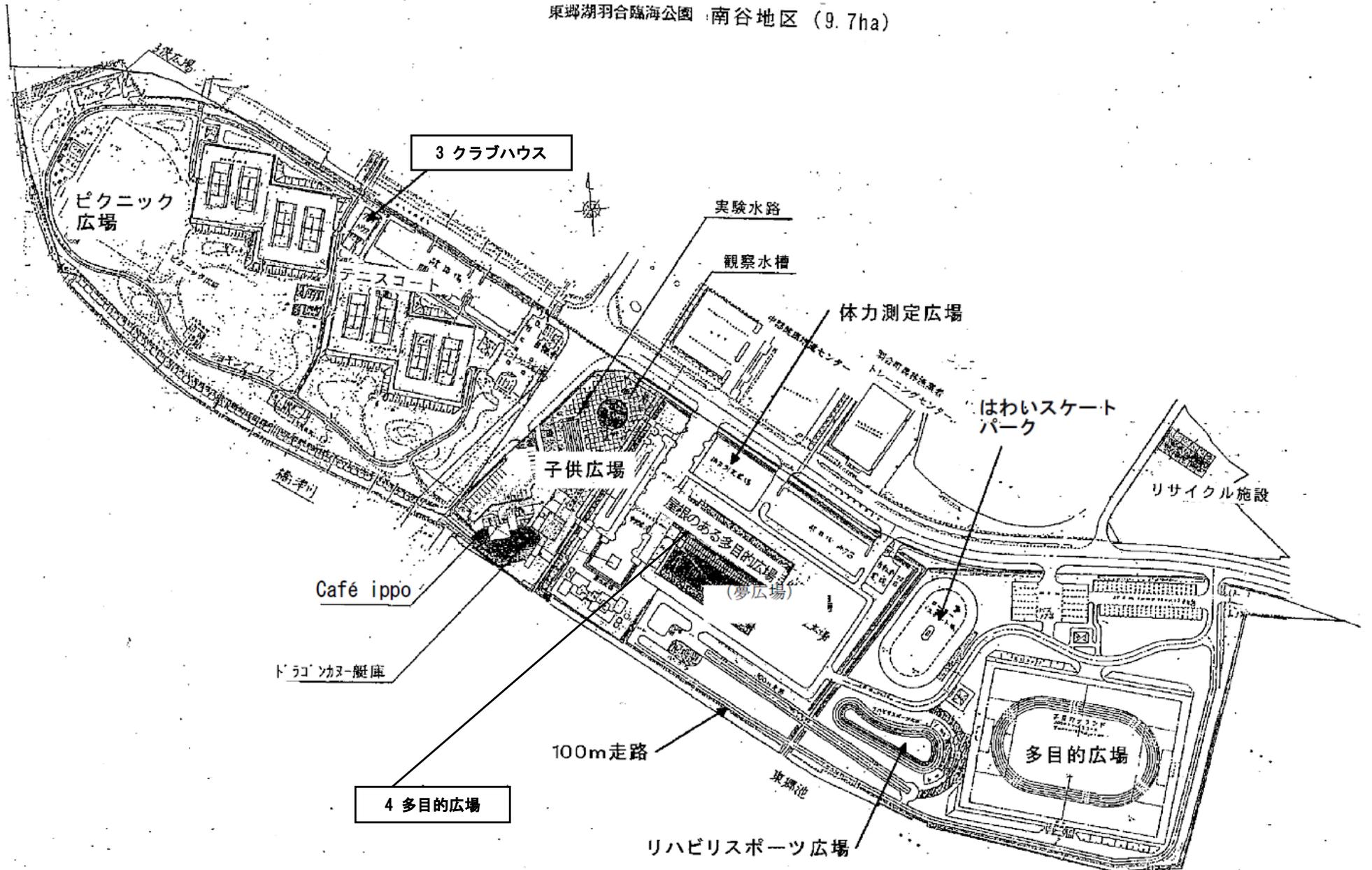
番号	施設名称	所在地	構造	建築年度	棟数	面積(m ²)
1	公園管理事務所	湯梨浜町下浅津	S1F	昭和54年度	1	270.70
2	体育館	湯梨浜町藤津	RC2F	昭和57年度	1	3,836.98
3	クラブハウス	湯梨浜町南谷	S1F	昭和61年度	1	137.50
4	多目的広場	湯梨浜町南谷	RC1F	平成2年度	1	2,604.18

東郷湖羽合臨海公園

藤津地区 (8.8ha)



東郷湖羽合臨海公園 南谷地区 (9.7ha)



鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）管理業務仕様書

この仕様書は、東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）（以下「東郷池北エリア」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うことにより快適な施設環境を作るとともに、施設の利用の向上に努めるものとする。

1 管理運営方針

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の削減に努めること。
- (3) 広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図ること。
- (4) 「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」（以下「パークビジョン」という。）を踏まえ、東郷池北エリアの施設や自然環境の特色を活かした陸上・水上でのスポーツ・アクティビティ等の充実など公園の魅力向上を図るとともに、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (5) 利用者のニーズを把握し、管理運営に反映させ、利用者の満足度向上、公園の活性化及び利用の促進に努めること。
- (6) アダプトプログラム制度の導入など、多様な主体が公園管理に参画できる仕組みを構築し、公園に親しみ愛着を深めてもらい、公園利用の活性化に繋げること。
- (7) 県、周辺自治体、関係団体及び当公園の周辺施設等と密接に連携を図りながら、パークビジョンを踏まえた管理運営を行うこと。

2 管理の基準

(1) 受付案内業務

指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ、公園施設の利用申込等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。

なお、施設に寄せられた意見、苦情等に適切に対応するとともに、県に関わるものについては、県に報告を行うこと。

(2) 有料公園施設の利用許可・取消し等業務

ア 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例31号。以下「都市公園条例」という。）第8条第3項の規定に基づく有料公園施設の利用の許可、利用の禁止又は制限に係る業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は、当該規程を県に届け出ること。

利用者の手続を定めるに当たっては、利用者にとって簡便な方法となるよう配慮すること。なお、8の（10）の県立施設予約システムを使用すること。

イ 施設の利用の許可に当たっては、利用申込書において、都市公園条例に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。

ウ 業務に当たっては、施設の公平な利用や安全性の確保について十分配慮すること。

(3) 公園施設における行為許可・取消し等業務

都市公園条例第7条の規定に基づく公園施設における行為許可業務及び同条例第17条第1項の規定に基づく行為許可の取消し等は、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

(4) 公園施設における占用許可・取消し等業務

都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が東郷池北エリアの設置目的の範囲内で行う同法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

(5) 利用料金の徴収、減免、返還

上記(2)～(4)の許可に係る利用料金の徴収、減免、返還業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は当該規程を県に届け出ること。

(6) 東郷池の眺望を楽しみながらの散策や憩いの場所の創出を意識し、東郷池の眺望の確保、四季折々の花等の見所や木陰の創出などの工夫に努めること。

3 東郷池北エリアの地区別留意事項

(1) 藤津地区(スポーツと親水・散策のエリア)

ア 「あやめ池スポーツセンター」、「カヌーセンター」や「スポーツ広場」等を有し、大会、練習等に利用されている。これらの施設を適切に維持管理し、利用の促進を図ること。

イ 「カヌーセンター」の管理運営に当たっては、鳥取県カヌー協会と十分に連携・協議の上、カヌーの講習会等を行い、普及振興に努めること。

ウ 「あやめ池スポーツセンター」については、アリーナ、トレーニングルームのみならず、研修室についても、地元自治体等と連携の上、利活用の促進を図ること。

エ 公園内にある「メダカ池」は、ボランティアや地域住民と協働で整備・管理しているものであり、引き続きボランティア等と連携した公園づくりに努めること。

オ 花菖蒲の名所となっている「あやめ池公園」は、様々な季節の花が植えられている。引き続き、1年を通じて花を楽しむことができる公園としての魅力向上を図ること。

(2) 浅津地区(つどい・憩い・遊びのエリア)

ア 木や花、芝生など豊かな緑地環境の中に「ゲートボール場」、「催事広場」、「児童遊戯広場」等の施設が配置され、憩いの場所として利用されている。これらの緑地や施設を適切に維持管理し、利用の促進を図ること。なお、「ゲートボール場」及び「催事広場」については、ゲートボール以外にも活用可能であることを周知するなど活用を促進するほか、自主事業等により有効活用を努めること。

イ 現指定管理者により「ドッグラン」が設置され、犬のしつけ教室等も開催されており、年間約1,600人もの利用がある。公園の活性化に必要な施設であると考えられることから、原則、継続して運営を求めるが、施設の廃止等を計画する場合は、事業計画書に記載すること。

(3) 南谷地区(スポーツとレジャーのエリア)

ア 中部地区最大の人工芝のコートとして地域の大会等に利用されている「テニスコート(8面)」、多数の愛好者に利用されている「スケートパーク」、「屋根のある多目的広場(夢広場)」及びインクルーシブ遊具を導入している「麒麟公園」について、施設の維持管理を適切に行い安全に利用できるよう維持するとともに、更なる利用の促進を図ること。また、「屋根のある多目的広場(夢広場)」について、全天候型である利点を活かして様々な用途での利活用が図られるよう周知等に努めること。

イ 「芝生多目的広場」は、有料公園施設として占用利用を認めており、用途を限定せず占用利用が可能であることに加えて、占用利用のない時は一般開放としていることも広く周知し利用促進を図ること。

ウ リハビリスポーツ広場、体力測定広場、観察水槽・実験水路については、利用頻度が低い状況であるが、自主事業としての利活用策があれば事業計画書に記載すること。

4 施設設備の維持管理

業務にあたっては、各施設・設備の機能・状況を把握した上、適切に実施するとともに、業務記録を作成し、指定期間終了後5年間保存すること。

植栽等の維持管理業務や設備等の保守点検業務を専門業者に委託する場合にも、指定管理者は作業内容等を掌握するとともに作業の完了確認をし、業務記録等を指定期間終了後5年間保存すること。指定管理者は、施設や設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のため応急措置や修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずること。

(1) 清掃業務

公園内の建物内、園路、芝生及びトイレ等の清掃業務。下記によるほか、現場の実情に応じ、美観又は建物の管理上、必要と認められる作業は行うこと。

(2)の清掃業務の内容及び留意点に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが原因で利用者から苦情等生じた場合は、別途県から清掃を指示するものとする。また、清掃作業の行程は、応募者が

提出する事業計画書（様式2）で提案された内容のとおりとする。

ア 清掃業務時間

清掃業務を行う時間に制限は定めないが、来館者等への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

イ 使用材料

（ア）清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

（イ）清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレトペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JIS マーク商品等）のあるものを、指定管理者の負担で用意すること。

（2）清掃内容

ア 園地清掃

（ア）拾い清掃や掃き清掃により園路や側溝、用水路、園地が常時きれいな状態となるよう努めるとともに、ゴミは分別を行った上、所定場所に集積し、散乱を防ぐこと。

（イ）排水設備の機能が維持されるよう定期的に点検すること。

イ 便所清掃（あやめ池スポーツセンター内、東郷湖カヌーセンター内以外）

（ア）作業中は利用者の利便性に十分配慮すること。

（イ）衛生器具（便器、手洗器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を常時清潔な状態に保つとともに、詰まり等には速やかに対処すること。

（ウ）ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。

ウ あやめ池スポーツセンター及び東郷湖カヌーセンター清掃

（ア）作業頻度

a あやめ池スポーツセンター 日常清掃、定期清掃

b あやめ池スポーツセンター及び東郷湖カヌーセンター 定期清掃

（イ）日常清掃 1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

a 備品類で容易に移動できるものは移動して入念にすること。

b 机、カウンター等は、塵払いの後、拭き掃除をすること。

c 流し、手洗い等は実情に応じて水洗い又は拭き掃除をすること。

d 茶殻、たばこの吸い殻、紙くずなどは所定の場所に捨て、容器は洗うこと。

e 便所の汚物入れ等は、汚物を捨て容器の内外を洗うこと。

f 玄関などの人目につきやすいガラス戸は、適宜清掃すること。

g トイレ、シャワー室等は水を流すこと。又適宜館内外の蜘蛛の巣を除去すること。

（ウ）定期清掃 週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

a 日常清掃に加えて下記の作業を行うこと。

b 床洗浄ワックスがけは拭き掃除の後床を洗浄し、適正な基準量をもって塗布すること。

c 窓ガラスは両面とも洗剤で汚れを落とした後、水を切り窓枠、面台等を拭き仕上げる。

d 照明器具で取り外しのできるものは取り外し、汚れを落として拭く。

e 玄関の床面については、たわし等により丹念に洗浄する。

（エ）その他留意事項

a 入園者の利用に支障を来さないように作業すること。

b じんあいを飛散させないこと。

c 火気には留意し、引火物質はできるだけ使用しないこと。

d その他、衛生面に特に留意すること。

【（参考）現在の清掃箇所、頻度一覧】

《あやめ池スポーツセンター》

場 所	床 面 名 称	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃 6回/年
アリーナ	複フローリング・ポリウレタン塗	1,470.00	3回/週	—
事務室	アームストロング・リノリウム	80.50	3回/週	アームストロング・リノリウム磨、ワックス塗布
医務休憩室	〃	45.00	3回/週	ワックス塗布
研修室	カーペット	98.00	3回/週	カーペット清掃
トレーニングルーム	フローリング	196.00	3回/週	床洗浄ワックス清掃
ロビー	アームストロング・リノリウム	173.56	3回/週	
ホール	〃	418.75	3回/週	
男女洗面所	〃	25.50	3回/週	
(小計)	〃	1,031.71		
男女便所	エイトチェッカー敷モザイクタイル	53.51	3回/週	エイトチェッカーは水洗いする。
男女シャワー室	〃	20.00	3回/週	床面はモザイクタイル洗浄する。
身体障害者用便所	〃	12.00	3回/週	
男女手洗	モザイクタイル	7.50	3回/週	
(小計)		93.01		
男女ロッカー	VAT	36.00	3回/週	
観覧席	〃	905.73	3回/週	
キャットウォーク	〃		3回/週	
(小計)		941.73		
玄関	木曽石貼	35.00	3回/週	タワシ等により洗浄する
下足室	エイトチェッカー敷モザイクタイル	17.50		
器具室	コンクリート	98.00	3回/週	
硝子窓		700.00	3回/週	両面とも洗剤で汚れを落とし乾布で拭く。
合計		4,392.55		

《東郷湖カヌーセンター》

場 所	床 面 名 称	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃 2回/年
風除室	せつ器質タイル	9.00	—	○
玄関	〃	11.00	—	○
ホール	塩ビシート	26.00	—	○ 洗浄ワックス塗布
廊下	長尺塩ビシート	13.50	—	○ 〃
事務室	〃	17.50	—	○ 〃
倉庫	〃	10.50	—	○ 〃
湯沸室	〃	5.00	—	○ 〃
研修室	フロアー	96.00	—	○ フローリングワックス塗布
トイレ (男子)	直張タイル	10.00	—	○
トイレ (女子)	〃	10.00	—	○
トイレ (身障者用)	長尺塩ビシート	5.00	—	○ 洗浄ワックス塗布
男子更衣室	〃	15.00	—	○ 〃
女子更衣室	〃	14.50	—	○ 〃
窓ガラス			—	○

エ 廃棄物の処理

清掃等で収集した廃棄物は、分別を行った上で公園内に集積し、廃棄物の処理に関する関係法令に基づき適切に処理すること。

(3) 屋根のある多目的広場（夢広場）防球ネット点検

屋根のある多目的広場（夢広場）の防球ネットの機能を適正に維持する業務。下記により、定期点検を実施するほか、日常点検により良好な状態に保つこと。

ア 点検頻度 年1回

イ 点検内容

下記の点検項目により行うこと。

点 検 箇 所		点 検 内 容	点検方法
固 定 式	固定金具	破損／変形等がないかを確認	目視
	固定ワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	ネット	破損／ホツレ等がないか確認	目視
電 動 式	固定金具	破損／変形等がないかを確認	目視
	滑車	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	Uターン滑車	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	操作	電動操作が作動しているかを確認	操作
	駆動ワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	操作
	たくし上げワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	吊りワイヤー	摩耗／破損／変形等がないかを確認	目視・触感
	ネット	破損／ホツレ等がないか確認	目視

(4) 体力測定広場、リハビリスポーツ広場、観察水槽、実験水路の維持管理

南谷地区の体力測定広場、リハビリスポーツ広場、観察水槽及び実験水路については、現状維持するための日常点検及び清掃・除草を実施すること。

なお、自主事業としての利活用は妨げない。

(5) 自家用電気工作物の保守

電気設備を良好な状態に維持するとともに、電気事業法に基づく電気工作物（受電設備及び非常用予備発電装置）の保守点検を電気事業法令に基づく指定業者により行う業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

定期点検：年6回 精密点検：年1回

イ 自家用電気工作物の概要

(イ) 受電装置 設備容量 150kVA 受電電圧 6,600V

(ウ) 非常用予備発電装置 設備容量 40kVA

(6) 消防設備の保守

消防法の規定に基づき、自動火災報知設備や消火器などの点検を専門業者により実施し、報告書を所轄の消防署に提出する業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

外観・機能点検：年1回 総合点検（外観・機能点検を含む）：年1回

イ 消防用設備の概要

(ア) 消火器 (イ) 屋内・屋外消火栓設備 (ウ) 自動火災報知設備

(エ) 誘導灯 (オ) 非常警報・放送設備 (カ) 防火・防排煙設備

(7) 施設の警備

東郷池北エリア内の犯罪防止のための業務。

ア 開園時間内

適宜施設の巡回を行うほか、不審者を発見した場合等は、犯罪の防止に適切な対応をすること。

イ 開園時間外

(ア) あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター内について、防犯警報装置、火災警報装置による機械警備を行うこと。なお、警備基準時間は開園時間等と調整し、指定管理者が決定する。

【現行の警備基準時間】

開館日：22時～翌8時30分

休館日：終日

その他：火災監視は終日

(イ) 機械警備に要する経費は、指定管理者が負担すること。

(8) 遊具点検保守業務

目視等による日常点検並びに専門技術者による定期的な点検を行う業務。

設置されている遊具のうち現在使用可能なものは、その状態を維持すること。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を講じること。また、撤去、改良等を行う場合は、県にあらかじめ協議すること。

点検業務については、別添の遊具等施設の安全点検業務仕様書に基づき実施すること。なお、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全な状態を確保するため必要な処置を講じること。

(9) 運動施設の維持

体育館、テニスコート、スケートパークなど各運動施設の機能性や安全性を保つ業務。

毎日点検を行い、良好な状態を維持すること。

(10) 植栽の管理

東郷池北エリア内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務。別添「植栽管理業務仕様書」によること。

なお、景観又は生育において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、良好な状態に保つために必要な措置を講ずること。

(11) 施設の修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めるとともに、部品交換や施設等の補修修繕及び修繕情報を記録、保存する業務。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

ア 日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換。

イ 利用者の安全確保、施設等の長寿命化・耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）の計画を策定し、適切に修繕を実施すること。

ウ 発注1件当たり50万円未満の施設等の修繕（改良など原状復旧以外の方法による場合は、予め県に協議するものとする。）

エ 施設の現場状況等を勘案し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者へ指示するもの。上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行い、対応を協議すると共に、県は管理上修繕が必要と判断したものについて県の負担により修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録は、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行うこと。

※「修繕」とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を事実上支障のない状態まで回復させることをいう。

※「発注1件」とは、修繕内容、修繕の要因、施工時期などを勘案し、主たる業務内容が同一業種の業者に発注するものをいう。

(12) その他の施設・設備

その他の施設・設備についても、次の事項に留意の上、必要な措置を講ずること。

ア 利用者が快適に利用できる環境を維持すること。

イ 施設及び設備の機能及び環境を維持すること。

5 利用促進、サービス向上

- (1) 指定管理者は利用者のニーズの把握等によるサービスの向上、柔軟な発想による施設運営により、これまで以上の利用の促進に努めること。
- (2) ホームページやSNS等による広報を積極的に実施すること。なお、公園の魅力発信に加え、イベント等の活用例を紹介するなど、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (3) 体験学習会等の実施
 - ア 施設及び周辺環境を活用したレクリエーション活動やSDGsの理念に基づく環境教育を推進する体験学習会等を年12回以上実施し、県民に親しまれる公園運営に努めること。なお、実施にあたっては、公園内や東郷池周辺に精通する人材の育成に配慮したものとすること。
 - イ 体験学習会等の実施内容については、事業計画書に記載し、県の承認を得ること。
 - ウ 体験学習会等の実施に当たり、利用者から参加料等を徴収する場合は、事業計画書に記載し、県の承認を得ること。計画書に記載していない場合は、その都度、県に協議の上、承認を得ること。
- (4) 季節ごとに楽しめる花の植栽など、四季を通じた見所の演出により公園の魅力向上を図り、集客を促進すること。また、東郷池周辺や公園の見所等を発信及び案内できる人材育成にも努めること。
- (5) 自主事業等の実施
 - ア 鳥取中部ウォーキングリゾート推進協議会や地元観光協会等と連携し、ウォーキングやサイクリングを推進する取組を実施すること。
 - イ 新たなアクティビティの導入や体験型環境教育メニューの開発に努め、イベント等の自主事業の実施や誘致を行い公園の利用促進を図ること。
 - ウ 3(3)ウのとおり、自主事業として、現状又は機能変換した上での利活用策があれば事業計画書に記載すること。
- (6) 施設及び設備の設置
 - ア 施設及び設備の新規設置等
 - (ア) 指定管理者は、利用者のサービス向上を図る目的で新規に施設及び設備を設置することができるほか、施設内の模様替え（以下「施設の設置等」）を行うことができる。ただし、この場合は県に協議を行うこと。
 - (イ) 留意事項
 - a 施設の設置等を行った場合は、指定期間終了までに、指定管理者の負担により原状に回復すること。ただし、県との協議により撤去しない場合はその限りではない。
 - b その他、東郷池北エリアの設置目的に反するものではないこと。
 - イ 自動販売機の設置
 - (ア) 設置の報告
施設内の自動販売機の設置については、施設利用者の利用の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。
設置にあたっては、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、鳥取県知事に対して設置許可申請を行うこと。なお、自動販売機設置に係る収入は、指定管理者が自らの収入として収受することができる。
 - (イ) 留意事項
 - a 現在の設置場所及び台数は、別添「自動販売機設置一覧」のとおりである。設置に当たっては、施設の目的、防災面、施設機能等を考慮した上で必要最低限の台数とすること。
 - b 設置に当たっては、次の点を要件とする。
 - (a) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは販売しないこと。
 - (b) 青少年に有害な書籍、玩具等は販売しないこと。
 - (c) ゲーム機類等は設置しないこと。
 - c 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
 - d 上記cの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の指定期間の終期を限度とすること。

6 事件・事故の防止措置と緊急時の対応等

(1) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。なお、緊急時の対応マニュアルは、あらかじめ県に報告を行うこと。

イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

ウ 次のいずれかに該当する場合には、東郷池北エリアの使用について県の指示に従わなければならない。

(ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、東郷池北エリアを閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

(イ) 東郷池北エリアについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

(ウ) 東郷池北エリアについて、鳥取県又は湯梨浜町から、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）又は湯梨浜町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために東郷池北エリアを閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。

(2) 事故が発生した場合の報告及び公表

ア 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

イ 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。

ウ 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

(3) 保険の加入

施設利用者の事故等に対応するための、次の補償内容以上の保険に加入すること。

ア 施設賠償責任

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことにより利用者に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に管理者が負担する賠償金を担保するもの。

(ア) 補償内容

- ・対人賠償限度額 1名につき30,000,000円
1事故につき300,000,000円
- ・免責各々1事故につき1,000円以下

(イ) 上記保険については公園内すべての施設、区域を対象とすること。

7 人員体制

(1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、利用者の利便性に考慮し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

(2) 園長相当職を1名配置すること。

(3) あやめ池スポーツセンター、屋根のある多目的広場には受付業務として、常時各1名以上配置すること。（園長相当職を除く）

(4) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。

- (5) 東郷池北エリア内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上、配置すること。ただし、植栽の管理を業者に委託する場合には、委託業者にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は3年以上植栽の管理経験を有する職員を1名以上配置すること。
- (6) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事（相当する職を含む。）以外の役員の職にある2名以上の者に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
- ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
- イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。
- ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

8 その他

(1) 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めること。特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者に発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

(2) 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

ア 障がい者及び高齢者の直接雇用を努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

(3) 県及び関連施設管理者との連携業務

ア 指定管理者の業務範囲である有料公園施設の利用許可、公園施設における行為許可及び占用許可（都市公園法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に限る。）以外の次の許可については、県がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。（行為許可及び占用許可は、現在、県が行っているが、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。）

(ア) 公園施設の設置管理許可（都市公園法第5条）又は占用許可（同法第6条（※））

東郷池北エリア内に公園施設又はそれ以外の工作物等を設置等する場合

※都市公園法第7条第1項第6号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、東郷池北エリアの設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設置する場合は指定管理者が許可を行う。

(イ) 行政財産の目的外使用許可（鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第11条）

イ 東郷池北エリアの管理を円滑に行うために、アの（ア）及び（イ）の許可を受けた者（以下「許可施設管理者」という。）と必要な協議・連携を行うこと。

ウ 東郷池北エリア内の許可施設管理者は「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）に係る指定管理者募集要項」の添付資料「許可施設一覧」のとおりであり、許可施設管理者のうち都市公園法第5条の管理許可を受けた者の管理する建物の管理は指定管理者が行うこと。なお、許可施設管理者が東郷池北エリアの電気設備、水道設備を利用する場合は、指定管理者は、利用に係る光熱水費を徴収すること。

エ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のため施設内駐車場を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県

に納入する必要があること。この場合において、県は指定管理者に公園の管理に支障がないことを確認の上、許可することとしているので、留意すること。

オ 県が業務に必要なため資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力、対応すること。

(4) 記録の作成・保存

管理運営及び経理状況について帳簿類等を整理し、県がこれらに関する報告や実地調査を求めた場合には、指定管理者は速やかに県の指示に従い、対応すること。

なお、収支状況及び業務記録は、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類等は指定期間終了後、5年間保存すること。

(5) 守秘義務の遵守

指定管理者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 物品の管理

ア 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないように、物品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

イ 県が貸与した物品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した物品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

県は、別表「県貸付物品一覧」に記載する物品について、指定管理者に無償で貸し付け、県及び指定管理者は別途貸付契約を締結すること。

なお、物品の借受者である指定管理者は、当該物品を適正に管理するとともに、県が必要と認めるとき、又は貸付期間中に1回以上、当該貸付契約上の貸付物品とを照合し、その照合結果を県に報告しなければならない。

また、貸付物品をき損し、又は亡失したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書により県に報告すること。

ウ 指定管理者は、県の所有に帰属する物品が不用となった場合には、県と協議の上返還すること。

エ ウにより物品の数量等に異動があった場合及び県が新たに物品を貸与した場合は、県が提示した物品台帳により整理すること。県の所有物品の管理を適正に行うため、物品の取扱責任者を設置すること。

オ 物品のうち、東郷池北エリアの利用者に貸し出すものは、利用料金を知事の承認を得て定め、指定管理者が定める規定により貸し出しを行うこと。

カ 物品の修繕が必要な場合は、指定管理者の修繕業務（発注1件当たり50万円未満に限る）の範囲で実施すること。

物品のうち、備品の更新及び新設を希望する場合は、指定管理者が購入計画を作成し、県に提出すること。県は購入の必要性があると判断したものについて購入し、指定管理者に貸し付ける。

※備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

キ 県の所有物品について次のようなことを行わないこと。

(ア) 他の用途に使用すること。

(イ) 県の許可なく加工、改良を加えること。

(ウ) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に県に協議したものは除く。

ク 県が貸付を行う物品のうち、自動車については、上記の他、次の点についても留意すること。

(ア) 交通法規の遵守、交通事故の防止及び安全運転を行うとともに、県民の信頼を損なわないよう使用すること。

(イ) 自動車検査証の有効期間満了前に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める継続検査を受検すること。また、加入済みの自動車賠償責任保険及び任意保険の保険料を支払うこと。

(ウ) 交通事故により第三者に与えた損害は、任意保険への加入により、指定管理者が損害を賠償すること。

(エ) (イ)、(ウ)のほか、事故等による修繕に必要な経費は、指定管理者の負担とすること。

(7) リース物件の取扱い

指定管理者が機器等をリース契約する場合には、指定期間を越えない期間とすること。

ただし、次期指定管理者が指定切替後も同条件において契約を引き継いで使用する場合又は、契約を継続しないことにより発生する違約金を負担する場合はこの限りではない。

(8) AED（自動体外式除細動器）の管理

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用することができるよう管理を行うこと。

※AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

イ 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるよう、最低年1回定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれのあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

(9) J-ALERT（全国瞬時警報システム）の取扱い

ア 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-ALERTを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要

緊急地震速報のほか、津波警報、国民保護に関する情報などを館内に自動的に放送するシステム

イ 指定管理者は次のとおり維持運用を行うこと。

(ア) 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に努めること。

(イ) J-ALERTを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

ウ 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

(10) 県立施設予約システムの取扱い

ア 県では、県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約サービス（以下「予約システム」という。）を導入しており、指定管理者は予約システムを利用して予約業務を行うこと。

イ 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課に連絡すること。

ウ 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理者の負担において実施すること。

(11) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理こととあわせて、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(12) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(13) 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、つぎのとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

(14) 環境に配慮した施設運営

利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房、散水等において省エネルギーに努めるとともに、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を使用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど再利用に努めること。

(15) 喫煙対策

東郷池北エリアの建物内は原則禁煙とし、必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。

(16) 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱

指定管理者は、管理運営に当たり、特許権法等により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続きをし、経費を負担すること。

(17) 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後若しくは指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(18) 前管理者が受けた利用申込等に係る取扱

ア 前管理者が受けた令和6年4月以降の利用申込は、指定管理者が引き継ぐこと。

イ アに係る前納の利用料金がある場合は、指定管理者へ引き継ぐものとする。

ウ 令和6年3月以前の利用に係る未納の利用料金については、前管理者が対応するものであること。

エ 令和6年4月以降に指定管理者が利用料金を値下げした場合は、指定管理者は利用料金を前納した利用者にその差額を返還すること。

ただし、指定管理者が利用料金を値上げすることに伴う追加徴収はできないこと。

オ 上記の取扱は、次期指定管理者の引継においても同様であり、前納の利用料金がある場合は、指定管理者は次期指定管理者に引き継ぐこと。

(19) ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、東郷池北エリアにおいて新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

(20) ドクターヘリ及び防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場としての使用

藤津地区のスポーツ広場及び南谷地区の多目的広場については、ドクターヘリ又は防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場として使用する場合がある。離着陸場として使用する場合は、公園利用者の安全の確保に協力すること。

(21) 広域防災拠点及び航空搬送拠点臨時医療施設としての使用

南谷地区の多目的広場については、鳥取県地域防災計画で広域防災拠点及び航空搬送拠点臨時医療施設として指定されている。拠点として使用する場合は、施設利用者の安全確保に努めること。

【添付資料】

(1) 植栽管理業務仕様書（資料A）

(2) 県貸付物品一覧（資料B）

(3) 自動販売機設置一覧（資料C）

(4) 遊具等施設の安全点検業務仕様書（資料D）